

自由ヶ丘地区計画

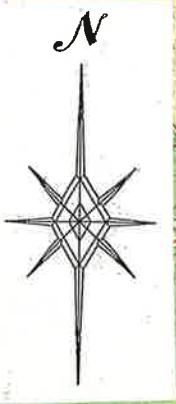
当初決定：平成11年11月 5日 弘前市告示第207号
変更：平成12年 7月19日 弘前市告示第295号
改正：平成12年 7月19日 弘前市告示第296号
変更：平成24年 1月10日 弘前市告示第 9号
改正：平成29年12月25日 弘前市告示第590号

名 称		自由ヶ丘地区計画			
位 置		弘前市大字自由ヶ丘一丁目、大字二丁目の各一部			
面 積		約8.8ha			
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標		自由ヶ丘地区は、弘前市の南西部に位置し、南側の一部は、部分的に既存の市街地に接している。 当地区は、民間による宅地開発が行われた地区であり、地区計画の策定により、建築物等の規制誘導を図り、良好な居住環境の形成と保全を目標とする。		
	土地利用の方針		良好な住宅市街地形成を図るため、下記のように土地利用の方針を定める。 ・低層住宅地区は緑豊かな低層戸建住宅を主とした閑静な住宅地としての街並み形成を図る。 ・中層住宅地区は、緑豊かな中高層の住宅を主とした閑静な住宅地としての街並み形成を図る。 ・地区内に街区公園、調整池、ごみ集積場を適正に配置するほか、集会所用地を設ける。 ・道路幅員を有効に活用するため、電柱の設置個所は下図のとおりとする。 道路 0.6m 0.6m 0.6m 宅 地		
	地区施設の整備の方針		地区施設の整備方針を下記のように定める。 <道路> 地区の居住者の利便のため、幹線道路及び区画道路を適正に配置し交通ネットワークを形成する。 <公園・緑地> 日常的な憩いの場、児童の健全な遊び場として街区公園を整備する。 <その他公共空地> 地区内の住環境保全のため、ごみ集積所及び調整池を適正に配置し整備する。		
	建築物の整備の方針		北国にふさわしい閑静でゆとりある住宅地とするため、日照、落雪、堆雪、緑化等の空間の確保を考慮し、建築物の壁面の位置の制限、高さの制限、用途の制限を定める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幹線道路（幅員 1 0 m 延長429m） 区画道路（幅員 6 m 延長1,750m・幅員 8 m 延長227m）		
		公園・緑地	街区公園（2ヶ所 面積 3,667㎡）		
		その他公共空地	調整池（1ヶ所 面積12,818㎡）		
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	
			地区の面積	約 8.4 ha	
		建築物等の用途の制限		建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号に定める「住宅」のうち3戸建て以上の長屋住宅、および第3号に定める「共同住宅、寄宿舍又は下宿」のうち3住戸以上の共同住宅、寄宿舍、下宿を建築してはならない。	

地区整備計画に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	中層住宅地区
	建築物の敷地面積の最低限度		2 3 0 ㎡	
	壁面の位置の制限		敷地境界線（道路の隅切り部分、ごみ集積所、電柱の設置部分との境界部分は除く。以下同じ）から建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1.5mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する高さ3m以下（軒の高さ2.3m以下）の附属建築物については1mとする。	
	建築物等の高さの最高限度		建築物の高さは、地盤面から9m以下とし、かつ軒の高さは地盤面から7m以下とする。	—
	建築物等の形態又は意匠の制限		1. 屋根の色彩は、茶、深緑、無彩色を基調とした落ち着いた色調とする。 2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とする。 3. 表示することができる広告、看板等は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告、看板等で次の各項の全てに該当するものとする。 1 一辺の寸法が1.2m 以下のもの。 2 表示面積の合計が1.0 ㎡以下のもの。 3 白・茶・緑・青を基調とした色彩を用いたもの。 4 刺激的な装飾などを用いない、美観・風致を損なわないもの。 4. 建築物から独立した広告塔、広告板及びその他これらに類するものは築造又は設置してはならない。	1. 屋根の色彩は、茶、深緑、無彩色を基調とした落ち着いた色調とする。 2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とする。 3. 表示することができる広告、看板等は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告、看板等で表示面積が7㎡以下のものとする。（表示面積が2面以上のときはその合計）
	かき又はさくの構造の制限		かき又はさくの構造は生け垣とし、高さは1.5m程度とする。ただし、次の各項にあってはこの限りではない。 1 高さ50cm 以下の部分。 2 道路境界線から5m以上離れた部分で高さが1.2m以下のもの、又は通風、採光に支障のない、透視可能な構造で防雪のため最小限必要と認められるもの。 3 門。	
備考	市長が公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。			

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

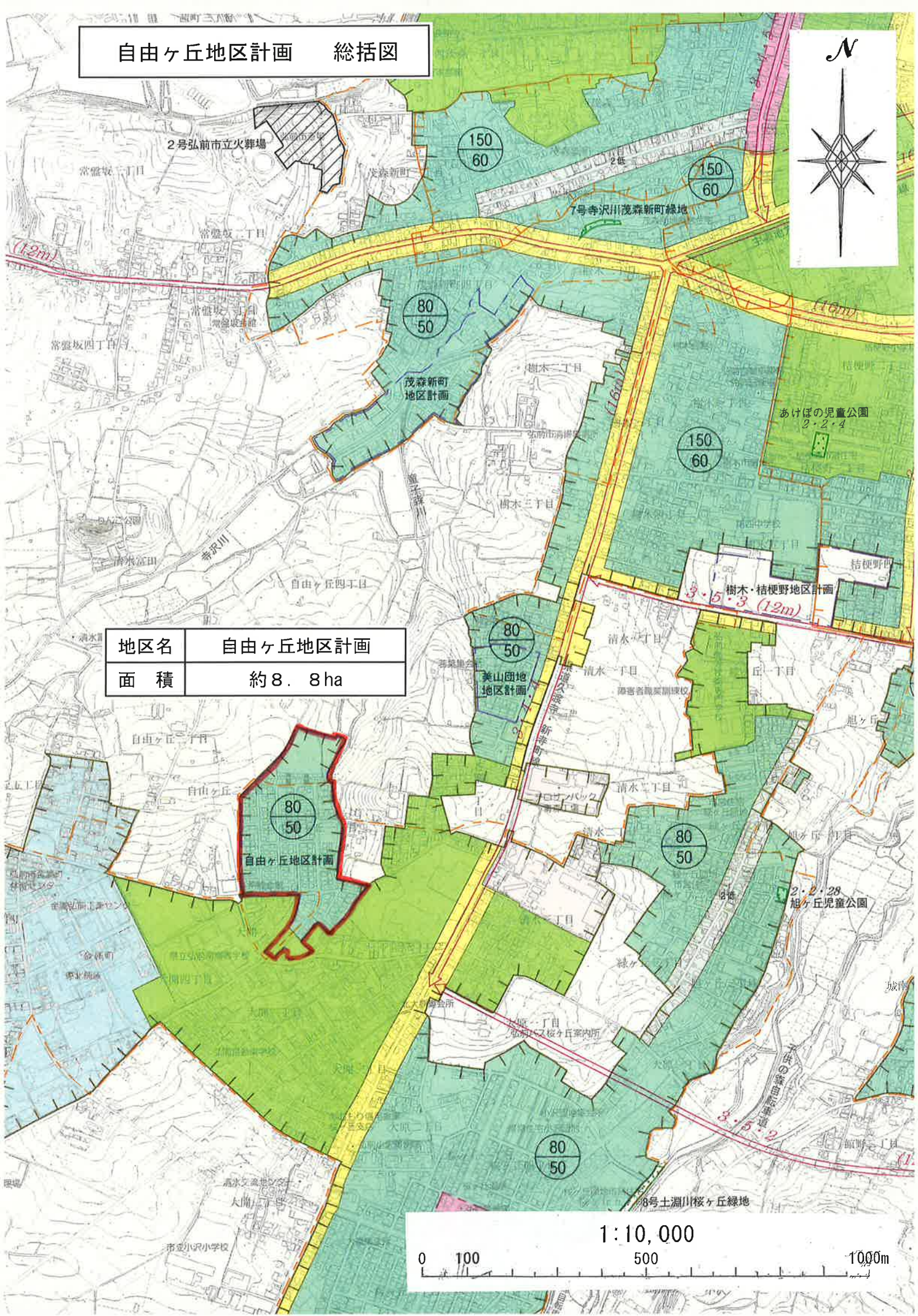
自由ヶ丘地区計画 総括図



地区名	自由ヶ丘地区計画
面積	約8.8ha

1:10,000

0 100 500 1000m



計画図

本図面は縮小しておりますので、都市計画決定図書の縮尺（2,500分の1）とは異なります。

地区名	自由ヶ丘地区
面積	約8.8ha

凡 例	
	地区計画区域
	低層住宅地区
	中層住宅地区
	地区施設（道路）
	地区施設（公園）
	地区施設（調整地）

